○厚生労働省経済産業省環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百十七号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

ＰＦＯＳ又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三条の三」を「第九条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十四号

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七号に」を「第五号又は第二十一号に」に、「補てん」を「補塡」に改め、同条に次の一号を加える。

二十一　豚肉の取引価格の変動により生ずる損失の補塡を受けるために機構へ資金を拠出する事業

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第二条第七号に規定する豚の生産の振興のための事業」を「第二条第五号に規定する肉用牛の生産の合理化のための事業及び同条第二十一号に規定する豚肉の取引価格の変動により生ずる損失の補塡を受けるために機構へ資金を拠出する事業」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第一号
環境省

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項及び第三項第一号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号及び第二条第一項第六号ロ中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十三号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条、第十二条及び第四十一条第二項の規定に基づき、鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十六号イ中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改め、同号ロ中「第十二条の二第三項」を「第十二条の二第五項」に改める。

第十九条第二号中「排水基準」の下に「（第九号において単に「排水基準」という。）」を加え、同条第七号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第十号を次のように改める。

十　鉱業上使用する施設の破損その他の事故（前号に規定するものを除く。）が発生し、水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質（第四十六条第一項の表において「有害物質」という。）若しくは同法第二条第四項に規定する物質（第四十六条第一項の表において「指定物質」という。）を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透又は油の排出（第二十四条第四号ただし書及び第六号に規定するものを除く。）若しくは地下への浸透による鉱害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

第四十六条第一項の表の第十三号を次のように改める。

十三　第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第八号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出若しくは地下への浸透により鉱害を発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった後速やかに	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくはそのおそれの状況
	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった日から三十日以内	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合又は鉱害若しくはそのおそれの状況及び講じた措置の詳細

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。